

○財務省
農林水産省 告示第十四号

農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）第二十五条第一項の規定に基づき、同項の農林水産大臣及び財務大臣が指定する資金を次のように定め、同法の施行の日（平成二十九年八月一日）から施行する。

平成二十九年七月二十八日

財務大臣 麻生 太郎

農林水産大臣 山本 有二

農業競争力強化支援法第二十五条第一項の農林水産大臣及び財務大臣が指定する資金は、次のとおりとする。

- 一 認定事業再編事業者のうち農産物の卸売若しくは小売、農産物を原材料として使用する製造若しくは加工又は飼料の生産若しくは販売の事業を行う者（以下「農産物流通等事業者」という。）が施設の改良、造成若しくは取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得を行うのに必要な資金

二 農産物流通等事業者が他の事業者の株式若しくは持分の取得又は他の事業者との資本提携による支配関係の構築のための出資を行うのに必要な資金